資料３３

**福祉医療費助成制度を取り巻く情勢**

　（平成２７年６月現在）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **項目** | **取り巻く情勢** | **制度に及ぼす課題** | **今年度の研究項目等** |
| 障がい者医療関係 | 【国の制度改正の経緯】○　平成１８年度から自立支援法の対象として精神障がいを追加○　平成２３年8月　　「障害者基本法」施行○　平成２４年6月　　「障害者総合支援法」成立（難病を障がいの範囲に追加）○　平成２６年５月　　「難病の患者に対する医療等に関する法律」成立○　平成２７年１月　　国の公費負担医療の対象疾患（指定難病）が１１０疾患に拡大○　平成２７年７月　　　　　　　　　〃　　　　　　　　　　　　３０６疾患に拡大 | ・国制度の対象者に拡大した場合、助成額が増加する。・国制度における自己負担額の引上げにより、現行対象者の助成額が増加する見込み。 | ・国の制度改正を踏まえた上で、重度の精神障がい者や難病患者について検討する。 |
| 給付と負担関係（医療保険制度改革関係） | ○　高齢化及び医療の高度化等により、今後の医療費等、社会保障費の増大が見込まれる。○　厚生労働省における医療費の将来推計では、いわゆる団塊の世代が７５歳以上となる平成３７年度では、平成２４年度の医療費（４０．６兆円）の１．５倍（６１．８兆円）の医療費が必要となると予測されている。【平成２６年５月 社会保障審議会医療部会資料】【国のうごき（平成２７年６月 経済財政諮問会議資料）】　「経済財政運営と改革の基本方針2015（仮称）」素案　　　　社会保障制度の持続可能性を中長期的に高めるとともに、世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、医療保険における高額療養費制度や後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する。 | ・高齢化等に伴う医療費の増加による制度の持続可能性・７５歳以上の負担割合が引き上げられた場合、助成額が増加する見込み。・高額療養費の見直し内容によっては、助成額に影響する可能性がある。 | ・高齢化や今後の医療保険制度改革に向けた検討状況等を踏まえ、給付と負担のあり方など持続可能な制度構築について、引き続き検討する。 |
| マイナンバー関係 | ○　平成28年　個人番号（マイナンバー）交付。順次利用開始（例：年金・税・災害対策）。　　平成29年　国の機関間の連携開始。　地方自治体との連携へ拡大。○　厚生労働省において、マイナンバー制度を活用した新たな医療等分野の番号制度を検討中。○　「総合合算制度」（医療、介護、保育等に関する自己負担の合計額に一定の上限を設ける仕組みその他これに準ずるものをいう。）の創設の検討を進め、貧困リスクの高まりに対応するとともに、必要な社会サービスの利用から低所得者が排除されないようにすることが重要である。【国民会議】 | ・マイナンバー制度の利活用とともに総合合算制度との整合性を図る必要がある。 | ・マイナンバー制度や新たな医療等分野における番号制度等の検討状況を引き続き注視し、医療費助成制度への活用を探る。 |
| その他 | ○　地方単独事業である福祉医療費助成制度は、国の公費負担医療制度等が優先。〇　65歳から74歳の一定の障がいがある方は、後期高齢者医療制度に移行可能。 | ・制度運用の徹底。 | ・国の公費負担医療等優先の徹底や後期高齢者医療制度への移行について推進方策等を検討する。 |